

四日市市告示第182号

四日市市コミュニティセンター助成事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市コミュニティセンター助成事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市コミュニティセンター助成事業補助金交付要綱（令和2年四日市市告示第
88号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助金額)</p> <p>第4条 補助金額は、<u>2,000万円</u>を上限として、センターが市に対して助成を決定した金額とする。</p> <p>附 則</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和11年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(補助金額)</p> <p>第4条 補助金額は、<u>1,500万円</u>を上限として、センターが市に対して助成を決定した金額とする。</p> <p>附 則</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、告示の日から施行する。